

文机談成立攷

——伏見宮本を中心として——

文机談は、文永末頃、僧文机房隆円によつて著わされた音楽説話の書で、隆円が語り、ある尼がこれを聞くという『大鏡』のような叙述形式をとつてゐる。琵琶の伝来、相承、名手の逸話等を主としており、とくに著者の師である藤原孝時、その父孝道に関する逸話は詳細に記されてゐる。

刊本としては、大正六年に珍書同好会により柳原本が翻刻（孔版）され、昭和十年にはその祖本とみられる菊亭本が、貴重図書影本刊行会によつて複製されている。この珍書同好会柳原本に附けられた和田英松博士の解説が、菊亭本の解説（鈴鹿三七氏）中にも全文引用され、日本文学大辞典にも採用されて、現在でも文机談解説のもととなつてゐる。この和田博士の解説でも紹介されているが、伏見宮旧蔵（現書陵部蔵）楽書中には文机談二巻があり、これが現存の文机談諸本とは非常に相違している。又、和田博士の伏見宮本に関する解説にはやや誤りがあるのので、この点を補正するとともに、現存の文机談諸本について整理し、その成立過程について考えてみたい。

相馬万里子

一

現在知られてゐる文机談の伝本は、1 京都大学付属図書館蔵菊亭本五冊、2 書陵部蔵柳原本五冊、3 安倍季斂氏蔵本五冊、4 静嘉堂文庫蔵本五冊、5 西尾市立図書館蔵岩瀬文庫本二冊、6 書陵部蔵柳原本一冊、7 書陵部蔵伏見宮本二巻であり、他に史料編纂所蔵柳原家記録にも入つてゐる。このうち、1 は昭和十年刊行の影印本の底本、2 は珍書同好会本及び史料編纂所本（大正七年謄写）の底本である。

1 の菊亭本は、解説によれば、家伝では隆円自筆と称される「原書からあまり遠くは隔たらないと推定せられる古鈔本」で、「竪一尺三分、横八寸の大冊で斐紙の袋綴」。紙捻を用いて二ヶ所綴じられ、見出しの事書、その他に朱筆が用いられてゐるとのことである。五巻五冊で、巻二以下は各巻初末の二部に分れ、第一冊に前欠の巻一・巻二初、第二冊に巻二末・巻三初、第三冊に巻三末・巻四初、第四冊に巻四末・巻五初、第五冊に巻五末部を載せて、「文永年中薙禪第三日」と記す隆円の

跋文で終り、他に奥書はない。第四冊第二丁に「鳥羽殿御船楽事」と「拍子合時事」という見出しの挿話を載せる一紙が綴じ込まれ、

右文机談之落丁歟、落冊之内也、半分也、是高辻前大納言之古筆手鑑ニをされたるを、此文机談之同筆なるゆへ、大方ニすきうつし留置也、高辻ハ慈鎮和尚筆之由被申、雖然此文机談奥書等勘所、年号慈鎮与ハ後也

と注記されている。なお、この一紙は第四冊第一丁には続かず、又、後述の諸本では巻五末に附けられているが、内容的には次に述べる理田で、菊亭本の第五冊第十四丁の後へ入るべきものと考えられる。

この補入の一紙の内容は「鳥羽殿御船楽」に、「をとと」が法深（孝時）にも相談せず珍しい説を弾いたが、それを聞いた孝時の二女刑部卿局が、この珍しい説を自分に教えてくれなかつたと怨んで父に書状を送つた話である。孝時の弟子で「をとと」は何人かいるが、そのうち最も名手であつたのは今出川公相（一二三～一二六七）である。ところで、第五冊第十四丁あたりは公相の逸話で、十四丁裏には公相が本院の清暑堂御神楽に玄上を弾いた記事が載っている。公相が清暑堂御神楽に琵琶を弾くのは『御遊抄』によれば、後深草天皇の寛元四年（一二四六）と亀山天皇の文応元年（一二六〇）のことで、後深草天皇を本院とする文机談の他の個所の例にならい、これを後深草天皇の時のことと考えておく。ここで公相は、当時は用いられなくなつていた孝博の古い譜の手に興味を持ち、弾奏しようとして孝時に諫止される。「その後数年をへて後、

法皇鳥羽殿へ入御ありて、八月十五夜とかや御船楽の侍ける」で、この十四丁は終り、第十五丁は「此間落丁」として別な話が始つている。

「その後数年」の間の法皇の鳥羽殿御幸というところ、やや近いが宝治二年（一二四八）八月二十九、三十日の後嵯峨上皇の御幸があり、これにも公相は琵琶を弾いている。⁽³⁾又、これを聞かされた刑部卿局は、後嵯峨天皇の掌侍で琵琶の名手、後に後深草院に琵琶を伝授していることなどから、補写の一紙を公相の逸話の中へ入れてもよいのではないかと考えられる。この一紙の最後の行は「新院の御代のはしめの清暑堂の」で切れ、どういふ挿話に続くか不明であるが、前述のように公相は、文机談にいう新院、すなわち亀山天皇の御代のはじめ、文応元年の清暑堂御神楽にも琵琶を弾いているので、これも公相の逸話の続きとしても不自然ではない。但し、この一紙を加えても、第五冊十五丁との間には落丁があるようである。

2は書陵部蔵、江戸末期柳原隆光（一七九三～一八五二）写、五巻五冊（函号柳・七六二）。「柳原庫」の印があり、現在は書陵部後補の表紙、題簽のついた袋綴であるが、もとは仮袋綴で薄墨色の原表紙に外題が書かれていた形である。見出し、合点に朱筆が用いられ、巻立、その収載方法、内容等、1にほとんど同じであるが、一行の配字、一面の行数などは菊亭本通りではないため、菊亭本では丁のvari目にある「此間落丁」の注記が、必ずしも丁移りの個所にはない。「鳥羽殿御船楽事」の一紙が巻五末に入り、その末に

右半枚文机談落丁歟、高辻前大納言 古筆手鑑被押之間、被写留之由、一林院殿被遊置者也、然而高辻前大納言者慈鎮和尚筆跡之由被称之、⁽³⁾文句筆勢無疑文机談落丁之由、同被遊置之、仍緘付于奥者也

元禄十四年三月十二日 右大将(花押)

文机談五卷、以権中納言公久所持本書写一校了、所々落丁有之、

加之文意多不解事、所詮不有善本歟

天保六年夏 黄門郎隆光

同十年八月、更借源宰相有長本令一校⁽⁵⁾、実雅樂助季良、朝臣本云々此本亦多不審、

両本之間依善惡之文少々令取捨了

とある。

この元禄十四年(一七〇二)の右大将による識語は、一林院今出川公規が、高辻大納言所持の手鑑から文机談落丁と考えられる一葉を写したことを記した文章の文意をとつて書かれたもので、この時の右大将は今出川伊季、すなわち公規の子である。これから推して、1の菊亭本第四冊第二丁の注記者は今出川公規と考えられるが、公規が補写の一紙を現在の位置においたかどうかは不明である。

ここでこの2の祖本となつた伊季の識語を持つ文机談の存在が考えられる。ところで、1の菊亭本複製の解説によれば、1を収蔵する「匣中には徳川中期頃の筆写に係る副本が一部同蔵せられていて、それは珍書保存会本に載せられたる元禄十四年右大将の識語が記されてある」⁽⁴⁾とのことであるが、これが伊季によつて作製された副本で、伊季はこれを作

る際に公規透写による一紙の本文のみを写して識語を加え、巻末においてではないかと推測される。ただし伊季の識語からは副本作製については窺えず、想像の域を出ないが、天保六年(一八三五)に柳原隆光が、伊季から八代隔たる今出川公久から借りた文机談は、この副本であつたことはほぼ間違いないであらう。

3の安倍季敵氏蔵本は仮綴の五卷五冊で、巻末に元禄十四年の右大将識語に続き、

右文机談、以今出川黄門卿之本所写也、但第三以下綾小路黄門、抑此書三五之相承、不遺一伶一彈之所伝注之、殆如指掌誠是当道之遺愛也、猥披見可憚者也

季良

とある。柳原本の隆光の校合奥書に云う雅樂助季良朝臣本はこれである。本文最末の隆円が尼に対して語り終える結びの条を欠く他は、柳原本と大きく変ることはない。

4の静嘉堂文庫本も袋綴の五卷五冊。巻末に元禄十四年右大将識語、天保六年隆光書写、同十年校合奥書があり、その後には

季資朝臣云、菊亭殿御蔵之文机談者隆円阿闍梨自筆、而写本稀于世焉、在伏見宮鷹司殿綾小路殿柳原殿安倍家之五本而已云々、今度従或所不思議得一本^{内実柳原、忽卒書写之早、誠蒙妙音天加之護者歟、努々不可他見也、時慶応紀元乙丑七月六日 青木氏源信寅}との書写奥書がある。慶応元年(一八六五)、柳原本の写しである。

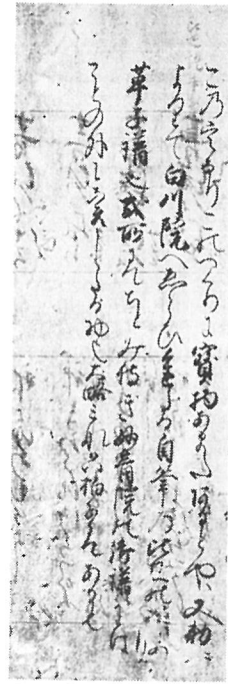
5の岩瀬文庫本（函号一二七・三一）は江戸中期以降の写、二ヶ所を紙捻によつて綴じた仮綴の二冊。本文と共紙の表紙に「文机談二」、「文机談第三末第四初從尼公至定輔卿」とあつて、五冊本の第一冊と第三冊に該当する。岩瀬文庫の印があるのみで旧蔵その他は不明であるが、内容は菊亭本と大異はない。この二冊は、形状、筆跡等、6の書陵部蔵柳原本一冊（函号柳・七一三）にきわめてよく似ており、あるいは、もとは合わせて柳原本一部のものではなかつたかと考えられる。ともに寸法は縦二十七・三糎、横十九・八糎。一面十二行書きで一行二十五字前後の配字である。筆跡も似ている上、所々に難読の字、誤字を訂正する朱校がみられるのも同じである。6の柳原本は五冊本の第二冊目にあたる端本で、現在書陵部後補による紺表紙のついた袋綴であるが、原表紙は本文と共紙で「文机談第二末第三初從孝博至妙音院」と書かれており、旧蔵印はない。5、6の兩本ともに、2柳原本五冊より写は若干古いとみられ、一行の字配りなども菊亭本に近いが、第四、五冊を欠く為、祖本の系統は明らかではない。2の柳原本よりも古いとみられる6の柳原本が、2本の隆光の奥書にふれられていないのは、これより後の収書であろうか、疑問が残る。以上のように、現存する諸本は、2から6まですべて1菊亭本の流をひく江戸中末期の写本であり、後述の伏見宮本のみが別系と云えるようである。

ところで伏見宮本は、南北朝期写と思われる卷子本二巻である。内容は「巻二」であるが、本文二十一紙からなる一卷（仮称A）と本文六紙の一卷（仮称B）に分かれ、各々の巻中に欠脱が認められる。A巻第一～十九紙は文和四年（二三五）正月～十二月、二十紙以後は観応二年（一三五二）十一月、十二月の仮名暦、B巻は観応二年六月～十月の仮名暦の、各紙背に記されている。

和田博士解説に、⁶一卷は観応元年十二月と文和四年正月～十一月の仮名暦の紙背に巻一の終と巻二を記すとあるが、この傍点の個所は訂正されなければならない。A巻の紙背、文和四年の暦は、十一月十三日～二十九日の一紙を欠くが、正月より十二月迄あり、同じ巻に継がれている第二十紙は観応二年十二月の暦で、観応元年十一月一日の暦選進の日付がみえ、第二十一紙は「十二月大 一日ひのえね」とみえる十一月～十二月の暦である。

又、A巻の内容に「巻一の終」はなく、巻二のみである。これはA巻第八紙に「文机談卷第二從長秋卿至孝博」とあつて、その前には巻立がなかったところから生じた間違いとみられる。現在の伏見宮本は、第八紙の他、第一紙にも「文机談卷第二從唐武至西宮大臣」とあつて、この点は明らかである。このA巻巻初の二紙は、伏見宮旧蔵当時は「文机談」の包みの中にはなく、書陵部での調査中に発見され復元されたものである。これによりA巻の第一～十二紙迄は「一、廉承武は大唐の比巴の博士なり」の書き出し以下、文章に異同がある上、一紙分の欠脱が認めら

れるものの、菊亭本の第一冊後半より末迄の「巻二初部」に該当する。そして、菊亭本の第一冊末が「源経信の」自筆の雙紙譜あり、おもひかけす或所」と終つていて第二冊冒頭に続かないのに対し、伏見宮本では第十二紙にあつて「自筆の比巴の譜あり、草子譜也、或所にてちとみ侍き、妙音院の御譜にはことの外に異したる物也、大略みな只拍子にてある也」と続いている（左図参照）。以下の伏見宮本の朱書の見出しを



拾つてゆくと、菊亭本には見られぬ四十九項の話を載せており、その内容は、基綱のあと桂流を花園左大臣、尾張尼、信綱、證盛、浄蓮とたり、その後、賢門、院禪、長慶の流に入り（以上A巻）、孝博とその流を記している（以上B巻）。B巻は首部を欠く為、A巻とは続かずその間の欠脱分量は不明であるが、紙背の暦からみれば、A巻末は観応二年十一月二十八日で、B巻は観応二年十月二十日で始つてゐるから、十一月二十七日から十月二十一日迄が不足で、約二紙を欠くと考えられる。

現在B巻の第一紙は文章の中途より始つており（口絵図版参照）見出しは不明だが、内容は、孝博の名は養父孝清と博定から一字ずつ貰つて名乗つたものであるという話であるから、孝博の逸話であろう。これは全

くの仮定になるが、暦の紙数通り二紙分を欠くとして、一紙に載せる見出しの数は、他の部分により機械的に計算すると、三、四項目であるから、二紙で少くとも六項目以上の欠落となる。B巻の巻初は、A巻末に名のみ登場している長慶の逸話から孝博へと進んだか、あるいはその間に位置する人々の挿話もあつたものであろうか。

A巻と比べるとB巻の方が縦一欄ほど大きい。紙背の暦の年次が異なる為であるが、A巻にも観応二年の暦は継がれているから、こちらは文和四年の暦に合わせて裁たれたものであろう。A巻の終りが約半紙分の余白を残して終つてゐることと考えると、A巻末に欠はなく、B巻の首部が欠けていることは明らかである。ところが、前にも述べたように、伏見宮本はA巻の第一紙と第八紙に巻立があつて、どちらも「巻二」とし、前者には唐武（廉承武）から西宮大臣（源高明）、後者には長秋卿（源博雅）から孝博とそれぞれ内容注記があつて、現存部分でみても後半の方がはるかに長い。これにB巻首部と尾部が加わるとしたら、相当アンバランスな分け方であるが、これが各々、現在の菊亭本に云う初、末部にあてられるであろうか。A巻とB巻の分かれ目は、単に量的なものによるばかりではないと思われるが、現存の資料で見る限りは、B巻は単なるA巻の続きである。

なお、伏見宮本は孝博の逸話迄はなく、菊亭本第二冊目初めに載せる孝博門弟博業の逸話はない。伏見宮本末と菊亭本第二冊目が直ちに連続するものであるかどうかは明らかでないが、伏見宮本が、菊亭本巻二

に欠ける部分を大幅に補うものであることは確かである、と同時に大きく後欠することも事実であろう。この伏見宮本と菊亭本との共通説話を比較すると、文章の異同出入はげしく、稿本、再撰本の違いがあると思われるが、菊亭本系が基綱から孝博に至る人々の逸話群を省くことは考えられないことであり、現に菊亭本第二冊が「この孝博のよりうはなを侍り」で始まっているところからみても、もとは孝博の逸話が入っていたと考えるべきであろう。

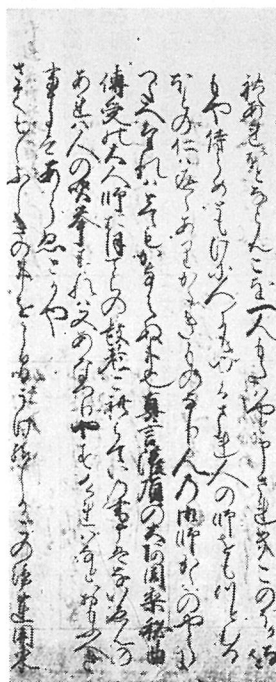
菊亭本には各巻初に標目がおかれているが、巻二は四十八条となつていて、第二冊目に載せる巻二末部の「孝博門弟事」以下の十三項は、ここでは数えられていない。総じて、標目と本文中の朱の見出しとは、同意であつても用語の異同があり、順序の変動や有無など、著者によるものとしても、後人の手になるものとしても疑問点が多く、巻二が四十八条とあるのも、第一冊目にある項目だけを数えた注記であろう。

もう一つ、和田博士の解説には、看聞日記に伏見宮本文机談巻一の一節が引載されていることが紹介されているが、勿論これも「巻二」のうちである。これは看聞日記応永廿八年（二四二）六月十九日の条で、今出川公行の初七日にあたり、公行の急逝により貞成親王をはじめ誰も琵琶の伝受が出来なかつたことを嘆かれて、「抑文机談ト云四絃相承付属事書たる抄物披見」として次の一節を引かれている。

人にもゆるされて、人の師をもつとむる程の仁は、返々ありかたき物也、人の御師かたのやうにつたへたれはとても叶はぬ事なり、真

言灌頂大阿闍梨秘曲伝受の大人の師、大寺の長老これらていの事は内縁のあれば人の吹挙すれば、又あなつりやすければなと思へき事にあらぬとかや

とあつて、文机談本文にくらべ、やや漢字の使用が増しているが、A巻第十六紙浄蓮の流を記す条からの引用である（左図参照）。



伏見宮本文机談の書写者、元の巻数などは不明であるが、書写者に関しては一つの手がかりがある。それは、A巻二十一紙のうち、巻初の一紙が別の所から発見されたことを前述したが、このうちの「一河にのそめる」で始まる二紙目の方が、文学部門の箱のうちに「世尊寺行俊卿一河に」との極札が付いて断簡としておかれていたことである。又、書陵部蔵、江戸中末期写、伏見宮楽書目録一冊（函号伏・三四〇）に

世尊寺
文机談行俊卿ト 墨付十九枚 一卷
付札アリ

□清和天皇文徳第四御子

奥ニ文机談第二トアリ

の記載があり、現在のA巻にあたると思われる。この楽書目録は整理さ

れていない下書で順序なども揃えられてなく、別筆かと思われる別な個所にも、「楽書 一卷」と「清和天皇^{文徳第四}御子」⁽⁸⁾「一卷」が琵琶譜類などと「一ク、リ」になつていてという記載がある。B巻は巻初を逸する為、「楽書」として別に扱われていたらしく（口絵図版参照）墨付枚数も不明である。A巻に関しては、この頃既に巻初の二紙が剥離して、十九紙だつたらしいことが解ると同時に、この一卷にも世尊寺行俊と付札がしてあつたことが知られるが、こちらの付札は現在に残っていない。

この極札に云う世尊寺行俊は、伊尹流、行忠の子（実父伊兼）で、応永十四年（一四〇七）⁽⁹⁾卒、享年不詳。貞成親王側近として看聞日記などに名が見えている世尊寺行豊の父にあたる。貞成親王が披見される文机談の筆者としては条件に合うが、公卿補任初出の応永六年（一三九）をとつてみても紙背の暦との隔りは四十年以上あり、一概に筆者とは想定出来にくい点もある。ちなみに、行俊の父行忠は公卿補任に延文三年（一三五八）初出、永徳元年（一三八）没、祖父行尹は観応元年（一二三〇）に没している。

貞成親王が披見された当時の文机談の巻数は不明であるが、前述の江戸中期以後の楽書目録の当時には、すでに現在と同じ程度しかなかったようである。

菊亭本系になく、伏見宮本にみられる逸話の中には十訓抄、古事談、愚聞記等に掲載するものと同じ話もあり、さして変つた話はないが、保元の乱によつて土佐へ流された師長が、供をしていた博玄、孝定に琵琶の

弾き競べをさせる話、孝道が師長のひきたてにより藏人に昇格する話、孝博が忠実の機嫌を損じて出家した後、赦されて師長にひそかに琵琶を教える話等が、あまり他にはみられない話であろう。孝博、孝定、孝道と師長の庇護をうけて、琵琶西流が隆盛に向うのが窺える逸話群である。

三

前述したように、伏見宮本前半と菊亭本第一冊後半とは同じ内容ではあるが、その文章の異同出入は甚だ多い。例を二、三あげれば。

菊亭本

伏見宮本

〔例一〕

これも御笛又めてたき御器量なり	これも御笛いみしくあそはさる御
やかて御門の御師太田丸をひきう	門の御師をひきうつして太田丸そ
つさる御門にもことのほかにまさ	御師にはまいりける御きりやう御
りまいらせさせ給あめのしたには	師にもすゝみ御門にもなをまさり
たくひすくなき御事也又これのみ	まいらせさせ給和琴尺八なといへ
にもかきらす和琴尺八なと申めつ	るめつらしきうつわ物までもあそ
らしきうつわ物までもらさすあそ	はしつくす
はしつくしけりされは管絃の尊者	
とそ世には申ける	

〔例二〕

我はこれ朝家にをいて三公第一の 我はこれ三こう第一の丞相也

相府なり人臣といひなからたやす
かるへき王官にあらず

〔例三〕

我はこれ鬼類にあらず太唐国に侍
し比巴の師承武也君をはかりたて
まつるへき心さしにはあらず聊啓
すへき事ありていまこの砌にまい
れり

我はこれ鬼類にあらず申へきむね
ありてこのみきりにまいれり昔太
唐国に侍し比巴の博士承武也君を
はかりたてまつるへき心さしには
あらずいさゝか啓すへき事ありて
いまこの砌にまいれり

この程度の異同はほぼ全体にわたり、巻の初めより中に進むほど、語句の異同、菊亭本における挿入は著しい。その異同の状態は例一、二のように菊亭本の方が長くなる箇所では、挿入の語句が増しさらに詳述された形になるが、例三のように伏見宮本の方が長い箇所では、菊亭本は語句の重複を整理している場合が多い。

さらに菊亭本と伏見宮本との大きな違いは、源信明の逸話の後に入る「玄上事」の条である。この条は玄上について、靈異神変を伴う稀代の名器であることを述べ、伏見宮本は「ちかころの事かとよ、神変ふしきとも聞へ侍は、ちかくは九条殿三度、定輔卿五度、これよりおほく弾給人きこえ侍らす」と結び、次の資通の話へ移っている。菊亭本は妙音院など多く弾いた人々をあげ、資通の弾いた話もここに入れ、承元五年玄上に修理を加えていた孝道が玄上の精を見る話、定輔が五度弾いた事を

記し、ついで弘安六年（一二八三）の神興振りでの玄上の奇瑞を記している。伏見宮本は前後の続き具合から脱文とも考えられない。

この弘安六年の記事がみえる所から、従来文机談は文永の跋文以後、弘安末頃迄に増補したとされているのであるが、伏見宮本の場合は、先の文章の例と合わせて、その増訂を加える以前の形をとどめている、菊亭本跋文年次に示される文永末に成つた初稿本系ではないかと考えられるのである。

ここで菊亭本巻二と伏見宮本の本文中の見出しを対照させておく。但し菊亭本には標目があり、これと本文中の見出しとは異同があるので、標目に記す題を傍に注記した。標目にあつても、本文中に見出しがないこともあるが、内容的には欠脱がない場合が多い。菊亭本と伏見宮本の間でも同様に、見出しの有無と内容の有無は必ずしも一致していない。

（ ）で標目に記す題を、△／＼で内容の有無などを注記した。

菊亭本

伏見宮本

四絃来我朝事

四絃来我朝事

（謁廉承武事）

武師謁事

（承武師請牒事）

△内容ナシ／＼

（貞敏為聿事）

敏師為廉公聿事

（帰朝事）

帰朝時習曲事

為授曲事

△内容アリ／＼

夢相事

夢想事△尾欠／＼

〔菊亭本〕
三秘曲伝受事・玄上牧馬事

貞敏着此朝事

貞師率事

文德帝愛翫当道事

天皇御灌頂事

南宮長諸芸事

王昭君曲事

宜陽殿竹譜事

貞敏譜序事

貞保孫王事

宜貫習修事

伺聞秘曲事

西宮伺修曲絃事

〔修絶曲調事〕

三秘躰法事

靈推参事

靈授曲事

靈婦仙事

信明賜曲事

古事談事

姫君曲聞食事

〔伏見宮本〕
△以下落丁▽

△以上落丁▽

天皇御灌頂事

南宮長諸芸事

王昭君曲事

宜陽殿竹譜事

△題・内容ともナシ▽

△題・内容ともナシ▽

宜貫為修弟子事

密々伺秘曲事

西宮殿伺聞食修秘曲事

修彈秘事

三秘躰事

武靈参事

大臣習靈曲事

靈婦仙事

信明賜曲事

古事談事

大臣御女入内事

〔菊亭本〕
長秋卿笛譜事

慈尊曲事

△内容アリ▽

勝負事

和譜事

垣代懸比巴事

玄上事

孝道見生事

宮仕狼藉事

開賞事

当道分両流事

△内容アリ▽

△内容アリ▽

関白殿御所作事

代々帝師事

桂流始事

意樂曲事

奉持天女像事

住吉御参詣事

基綱帥被彈玄上事
作比巴事

〔伏見宮本〕
奉勅撰笛譜事

慈尊曲被愛事

三品生都率事

兄弟与玄牧共争誉事

四卷和譜事

△内容アリ▽

玄上事

△題・内容ともナシ▽

△題・内容ともナシ▽

△題・内容ともナシ▽

当道授両弟事

上原曲習給事

信明彈玄上事

関白殿御比巴始也

△内容アリ▽

桂流從此始

経信卿比巴事

両流相分事

院住吉御幸事

御賀所作事
作比巴事

〔菊亭本〕
依勅撰要譜事△尾欠▽
△以下欠▽

〔伏見宮本〕
比巴譜書進事

花園左大臣殿御比巴事

尾張尼比巴事

從院比巴事有御尋事

不伝樂事

中納言門弟事

信綱孝博同宿事

信綱奉授一流事

證盛比巴事

淨蓮事

博玄事

驗爭事

孝定捨比巴事

御歸路事

院御如法經事

妙音院御譜事

天王寺童比巴事

淨蓮若宮社參事

女房絃用意事

西流始

太国両氏事

〔菊亭本〕

〔伏見宮本〕
医道携道事

主名用器事

玄上次第

玄上不入系図事

紫藤板事

堀川院御時明伶事

五十三曲譜事

時元同作譜事

催馬樂笛絶事

院御中人事

調子長短事

不可有未得已称事

女院御師事△以上A卷▽

大穴笛事△以下B卷 首欠▽

孝定先祖事

常樂会所作事

孝道侍中事

博定所作不堪事

孝博流繁昌事

千金調子事

殿下聞食兒所作事

〔菊亭本〕

〔伏見宮本〕
妙音院御事

孝博又被召出事

出家事

殿下被聞食御比巴事

小比巴事

妙音院殿御比巴始事

西遊賜纏頭事

孝道召具事

△以下欠▽

△以上欠▽

孝博門弟事△以下第二冊目所載▽

元服事

博業子孫事

七郎入樂流事

垣代笛事

博業追出事

御夢相事

七郎大夫参上事

孝道咲博業事

博業彈比巴事

千日詣廟事

孝定支申曲事

被免桂流曲事

四

次に文机談の成立年次について整理してみたい。隆円の跋文（以下引用は菊亭本による）は

西師の正統にをいて適ま七代累葉の家風を全す、（中略）ここに刑部侍郎の時節に当て、いまた快よく妙曲を子孫につくさるに、はやく黄壤の乾坤に赴あひた……

とあつて、孝時の子、刑部権少輔孝頼が没した後のこととみられる。文机談巻五によれば孝頼は孝時から文書口伝、孝時異母弟孝経からも文書を譲られたが、父孝時の没後「いくほとなくて、文永九年五月十九日に卒し侍ぬる」という。孝頼の子孝秀については、孝頼の死期が近付いた時、灌頂をうけ文書を伝えられた事を記すのみで、「いまたすゑはるかなれば後日に委は申へし」とあり、同じ巻五の他の個所には「いまは孝秀たゝ一人、家譜守る仁たるへし、いかにもこの時はけみいとなみて、恵命をたゝぬはからひあるへき哉」ともみえて、これが孝頼の没後、いまだ孝秀が若年の時に書かれたことが窺われる。

また、数ヶ所に記される「新院」、「本院」は、それぞれ亀山院、後深草院にあてはめることが出来、⁽¹¹⁾文机談成立時に、既に亀山院は新院であつたのではないかと考えてもよさそうである。

従つて、跋文の日付は、文永九年（一二七〇）五月十九日以後の「文永年中薨眞第三日」であろう。すなわち、亀山天皇の御讓位は文永十一年

(一二七四) 正月であり、文永が建治と改元するのが翌十二年四月廿五日であることを考え合わせると、跋文の時点は文永十一年五月と推定されるのである。

文永九年に孝頼が没する時、孝秀はごく若年だったらしく、文机談以外にも、秘曲が孝頼から当時二十四歳の西園寺実兼へ伝授され、後に孝秀へ返授して欲しいと、孝頼が実兼へ頼んでいる史料などもみえてい

る。⁽¹²⁾
七十二、三歳迄生きていた孝道に続き、孝時も相当な長命であつたらしいが、その死後、異母弟の孝経が龜山天皇の師範となつたことや、子の孝頼が早く死に、孫の孝秀は相伝の中心になれないような状況になつて、直系ともいふべきこの孝時の流が急に衰えたのではないだろうか。

文机談記事から察すると、生前は琵琶の第一人者とされた孝時を、その死後の世間では、継母に疎まれて父から一度は相続した文書や所領すべて取返されたような人物であるから正統を伝えていないと誇り、文書領地等を相伝した異母弟妹の孝経、播磨局の流を高く評価する人々が少なくなかつたらしい。それらに対して、隆円は文机談によつて、孝時がすぐれていたことを述べようとした⁽¹⁴⁾と考えられる。

この頃既に孝経は没していたが、播磨局の流は家譜や相伝の琵琶などをもつて栄えていたようである。「たゞ一人家譜守る仁たるへし」という孝秀は若年である。これに続けて、隆円は「女房は百人侍とも道の宗匠にはたらぬ事也」とも書いている。跋文に、孝頼の死により「四絃た

ちまちに廢て竹帛^(告カ)答に朽なんとす、積善の余慶なを遺跡に貽といへとも、絃瑟の恵命すてにも絶なんとするに似り」と強い調子で述べていることとを考え合わせると、文机談の執筆時期とその動機が推測されるのである。

跋文に関連して、著者について考えてみると、著者隆円は参河の生れで、十四、五歳の頃出家し、父母に死別した後、国々を修行し、宝治二年(一二四八)頃に法深房孝時の許に身を寄せたが、いつも机に向つていたので門人達が文机房と称したという、文机談卷一の自伝めいた記事以外は解つていない。おそらく秦箏相承血脈に孝時の弟子として載つている隆円法師が同一人であろう。又、書陵部蔵伏見宮本楽書中にある伏見宮邦永親王等筆の名器秘抄以下楽書類の写し(原書名不明、仮題)に、延文四年(一二三九)加筆の識語のある琵琶血脈が所収されているが、これによると孝時の弟子の九番目に「阿闍梨隆円」がある。なお、この琵琶血脈は、隆円の右隣に並んで、『古今著聞集』作者と目される伊賀守橘成季⁽¹⁶⁾の名があり、その下に「本云、依有不当事故門弟早」と割注されているなど、群書類従管絃部卷三三九の琵琶血脈などよりはるかに詳細な記載があるが、延文四年以後にも書き加えられているようで、資料としては、まだ研究の余地がありそうである。しかも、現在これは江戸中期のこの写本しか残っていない。前々章でもふれた伏見宮楽書目録によれば、これの原本らしい一巻を含む、琵琶血脈が三本、「岡本右京大夫へかす、もどらず也」と注記されていて、邦永親王等が写した後、この

時点で既に失われてしまったらしいのである。

現在のところ、隆円の名はこの二種にみられるだけであるが、孝時の弟子にこの人物がいたということは窺われる。その他、本文中に、孝時の言葉などをよく記しているところからみて、孝時の身近かにいて師事していたらしいことも推測される。それ故に、孝時の死後、孝時を弁護するようなこの一篇を書いたのではないかと想像されるのである。

ところで、菊亭本の跋文が、伏見宮本にも及ぶかどうかであるが、伏見宮本B巻の第一紙にある「大穴笛事」と題する挿話中に、大穴という笛が、西流代々、長慶、孝博、周防、孝定、孝道、孝時、孝頼、孝秀とわたつた事を記して「これまでは八代相伝とそ申へき」と述べているので、伏見宮本にも文永年中の跋文がかかってくるものと考えていいのではないだろうか。

すなわち、文永末に現在の伏見宮本系が書かれ、その後、弘安末迄に増訂され、現在の菊亭本系が出来たと考えるのである。現存の伏見宮本は巻二のみで、しかも欠落があり、又菊亭本には「此間落丁」とする箇所をはじめ欠落があると思われる個所が相当にあつてまだ不明な点が多く、一概には論じられないのであるが、伝本も少なく現存の諸本がほとんど菊亭本系である現在、伏見宮本はきわめて貴重な存在であるといえるよう。

本稿は、書陵部で伏見宮本楽書類を整理調査中、あらたに発見された断簡二紙を加えた文机談によつて成稿した。

なお、この伏見宮本文机談は、近々複製出版される予定である。

註

- (1) 昭和十年刊の複製本によつた。
- (2) 後嵯峨院の御落飾は文永五年(一二六八)。
- (3) 葉黄記、宝治二年(一二四八)八月卅日。
- (4) 日本文学大辞典に、この箇所を「慈鎮和尚の筆蹟の由を述べて居り」とするが、菊亭本の注記も考え合わせると、ここに句点を入れて読むべきであろう。
- (5) 珍書同好会本、日本文学大辞典に「実雅・宗助・季良朝臣本」としてゐるが誤り。季良は安倍季良、天保三年(一八三二)任雅楽助(地下家伝)。
- (6) 珍書同好会本解説、和田英松博士の伏見宮本に関する記事は、看聞日記に引載する文机談の一節が、柳原本にはなく伏見宮本巻一にある事に始まり、「缺逸多く、僅に存せるは二巻のみなりき、いづれも南北朝末の古写本にして、一卷は観応元年十二月及び文和四年正月より十一月までの仮名暦を継ぎ、その紙背に巻一の終と巻二とを記し、一卷は観応二年秋の仮名暦の紙背に巻二の一部分にして著しき異同を記せり、これを柳原本と対照するに互に異同出入あるのみならず、文章もまた詳略一ならざる所多し、蓋し一は稿本にして、一は修正せしものなるが故なるべし」とある。
- (7) B巻の旧包紙には「楽書」とのみ書かれていた。
- (8) A巻の旧包紙には「清和天皇文徳第四ノ御書出し也 楽書」と書かれていた。
- (9) 尊卑分脈、公卿補任。
- (10) 跋文により、和田博士は「龜山天皇の御代のものなるが如し」とされ、巻一の西園寺一切経の記事で、後深草天皇を本院、龜山天皇を新院としている事、巻五にも、文永第四のころ、新院の御くらゐに云々とある事、弘安六年の記事がみえるところなどから、其後修訂を経ているだろうとしておられる。
- (11) 巻一 西園寺の一切経くやうとて、いみしきはれの侍しにも、主上御比

巴本院、東宮御笛新院Ⅱ『増鏡』おりゐる雲、『御遊抄』臨時御会 正嘉三(一二五九)・三・六

卷五 文永第四のころかとよ、新院の御くらゐのとき、(孝経が)御師範にめされⅡ『後深草天皇御記』文永四年(一二六七)十二月五日。

卷五 この御なかれをは、本院へまいらせさせ給：刑部卿局御師範：石上流泉曲さつけまいらせ：揚真操の曲はかりは、孝頼にそつたえさせをはしましⅡ『後深草天皇御記』 文永四年十二月十二日、同十五日、文永五年正月二十三日

その他、前後の文や、『御遊抄』などの参照文献の記事により類推出来る個所は、

卷一 四条、後嵯峨の法皇二代この御さたにをよはす、本院たへぬるあとをこして四絃をもきこしめす、御比巴始には今出河大相国公相のおほきをとくまいらせ給

卷一 新院御笛、大納言良教卿そ御師にまいり給

卷五 本院の御くらゐの時の清暑堂に(公相が)玄上あそはされし

卷四補入 新院の御代のはしめの清暑堂に、

卷五 刑部卿局いまは本院御師範

(12) 書陵部蔵伏見宮本楽書『口冢口決』(室町期写)所収、文永九年(一二七二)五月八日付で孝頼より実兼へ伝授された秘曲譜裏書、『曲之秘説、道之故実無所殘奉授了、又此等曲可授息男孝秀、但年少之間、髓難受取歟、若有了見不及之事者、可奉申合之由、可仰含孝秀候。同じく『三五極秘拔書』下(室町期写)所収、弘安九年(一二八七)六月廿日付の実兼の啄木調口伝書奥書、「孝秀未授此曲、随所望、可返授之由、孝頼法師示置之」

(13) 孝時の生没に関する直接の記事はないが、文机談卷五の逸話を綜合すると、孝時姉弟は妙音院師長に可愛がられたが、孝時の「三、四歳のころ、禪閣は御かくれありけり」という。師長没の建久三年(一一九二)に、三、四歳であつたことになる。四十二歳の頃出家。嘉禎三年(一二三三)孝道が没した後は琵琶の第一人者となる。隆円が寄寓した宝治二年(一二四八)頃は六十歳くらいで、文永三年(一二六六)には没したようである。文永四年、

異母弟孝経が龜山天皇の師範となる話を、文机談卷五本文は孝時生存中とするが、頭注には「孝時他界以後」とみえ、『後深草天皇御記』文永四年十月廿三日条に「孝時法師去年已逝」とある。享年七十七、八歳である。

(14) 卷一で聞き手である尼に「孝道のこと男女あまたきこへ侍へりき、いづれかそのうちにも、かやうのふる事つたへをきて、おほやけの御たつねにも、くもりなき鏡にて侍□□をしへ給へ」と問わせている。こうした個所では明確に名指しはしていないが、他の個所では、孝時への誹謗につき「けにみちの事をもしり、又そむちしたらん人は、かやうの事をはよも申されし、たれをほめんとて、かやうに申らん」と述べ、又、名手でもない孝経が帝師となつたのは、「当腹の寵をもて、すてに家を継」いだからであるなど何度か記している。

(15) 群書類従、管絃部卷三四九。
(16) 日本古典文学大系「古今著聞集」解説。

